

所沢市保育料徴収基準額表（令和元年10月以降）

<0～2歳児クラス所沢市保育料徴収基準額表（注）>

階層区分		標準時間	短時間	常態的に土曜日閉所の施設を利用した場合の減額	
A	生活保護世帯等	0	0	0	
B	市民税非課税世帯等	0	0	0	
C1	市民税所得割	市民税均等割のみ	6,000	5,800	0
C2		9,700円未満	6,500	6,300	0
C3		19,400円未満	7,300	7,000	0
C4		29,100円未満	9,000	8,700	0
C5		38,800円未満	11,000	10,700	0
C6		48,600円未満	12,700	12,300	0
C7		72,800円未満	17,100	16,600	0
C8		97,000円未満	23,800	23,200	1,000
C9		133,000円未満	30,800	30,200	1,000
C10		169,000円未満	39,900	39,200	2,000
C11		202,000円未満	45,100	44,300	2,000
C12		235,000円未満	47,400	46,600	2,000
C13		268,000円未満	50,500	49,600	2,000
C14		301,000円未満	53,800	52,900	3,000
C15		349,000円未満	57,000	56,000	3,000
C16		397,000円未満	57,700	56,700	3,000
C17		493,300円未満	59,500	58,500	3,000
C18		493,300円以上	61,200	60,200	3,000

<市民税所得割額の確認方法>

① 住民税を給与から天引きされている方（主に会社にお勤めの方）

毎年5月～6月頃に会社等から配布される「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」で確認ができます。

② 住民税を納付書で納めている方（主に自営業の方）

毎年6月頃にご自宅に郵送される「市民税・県民税税額決定・変更通知書」で確認ができます。

※市区町村により通知書の名称・様式は異なります。

（注）所沢市保育料徴収基準額表の見方、注意事項

- ・年度途中で誕生日を迎えて3歳になった場合であっても、当該年度中は2歳児クラスの保育料となります。
- ・「標準時間」は最長11時間まで、「短時間」は最長8時間までの認定区分です。どちらに該当するかは支給認定証をご確認ください。
- ・保育認定を受け、常態的に土曜日閉所の施設を利用した場合は一定額を減じます。
- ・保育料は月の初日の状態で算定しますので、月の途中に保育料に係る世帯状況の変更（生活保護受給開始、離婚など）があっても、保育料の階層変更は翌月分からとなります。
- ・階層区分決定の基礎となる市民税所得割額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などの税額控除を適用する前の額となります（調整控除のみ適用します）。